

令和3年12月4日

学位請求論文（課程博士）審査報告

博士学位請求論文：『FASB 概念フレームワークの形成過程に関する研究
—目的適合性、信頼性および忠実な表現を中心として—』

博士学位請求者：川津 大樹 氏

審査委員

主査	商学部教授	梶田 龍三 印
副査	商学部教授	国田 清志 印
副査	商学部教授	佐藤 文雄 印

<博士論文要旨と審査報告書>

I 本論文の構成と要旨

本論文の構成は、つぎのようになっている。

- 序章 研究課題と分析の視点
- 第1章 『公開草案 営利企業の財務報告の基本目的と財務諸表の構成要素』（1977年）に対するコメント・レターの分析
- 第2章 FASB 概念フレームワークにおける目的適合性と信頼性のトレード・オフの形成過程の分析
- 第3章 財務会計概念書第8号『財務報告のための概念フレームワーク』（2010年）における忠実な表現の問題点
- 第4章 『予備的見解 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』（2006年）に対するコメント・レターと米国議会、SEC および FASB 路線の対立
- 終章 本研究の総括

本論文では、米国における財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB と略称）が公表した財務会計概念書（以下、SFAC と略称）第2号『会計情報の質的特性』（1980年）と、SFAC 第8号『財務報告のための概念フレームワーク』（2010年）における目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性（質的特性）に研究対象を絞り込み、それらの質的特性の形成過程を因果的に解明することを課

題としている。本論文では、このような課題を達成するために、ボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチとを分析の視点に据え置いて、コメント・レター等の膨大な資料を渉猟し、そこでの因果関係を詳細に分析している。本論文における各章の要旨は、つぎのようになっている。

序章では、研究の背景、問題意識、研究課題および分析の視点を明らかにしている。米国では、1933年の証券法と1934年の証券取引法によって、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下、SECと略称）が1934年に設立され、SECは、1938年に、会計原則を設定する権限を米国会計士協会に委譲した。この会計士協会は、これに対応するために、1938年に会計手続委員会の組織を拡大し、この委員会が具体的な会計原則の設定活動を担うことになった。会計手続委員会は、個々の問題ごとに解決を図るアプローチ＝ピースミール・アプローチ＝ケース・バイ・ケース・アプローチを用いて会計原則を設定していたので、本来、規制されるべき企業側に有利な過剰の選択権を内包した会計原則が形成され、これが社会的な弊害を引き起こし批判されるようになっていく。その後、会計手続委員会を継承した、米国公認会計士協会の会計原則審議会も、会計手続委員会と同様、会計原則の基礎となる基本的原理を開発することに失敗し、ピースミール・アプローチ等を用いた会計原則を設定していたので、社会的な弊害を引き起こし批判されていく。

1970年代になると、ピースミール・アプローチ等に対する批判に対処するために、概念的アプローチに基づく会計基準の設定を目標に掲げるFASB—メンバーは、会計原則審議会と異なって、公認会計士以外の者も含む—が1973年に設立され、SECは、1975年にこのFASBに会計基準の設定権を委譲している。これ以降、米国においては、FASBが、会計基準と会計基準を設定するための理論的なフレームワークであるSFAC—通称、概念フレームワークと表現されている—を設定しており、1974年より概念フレームワーク・プロジェクトを開始して、2000年までに7つのSFACを公表していった。

その後、Enron社による未曾有の会計不正の事件が2001年に発覚し、これに対処するために、米国議会は、2002年に、極めて重要な改革法案であるSarbanes-Oxley法

（2002年）を制定した。このSarbanes-Oxley法（2002年）第108条（d）項は、SECに原則主義に基づく会計制度の研究を命じ、SECは、Sarbanes-Oxley法（2002年）の規定を受けて、2003年に『2002年Sarbanes-Oxley法第108条（d）項に基づく米国財務報告制度による原則主義会計の採用に関する研究』（以下、『SEC研究』と略称）を公表した。『SEC研究』（2003年）では、原則主義的または目的志向型会計基準の開発を強調し、会計基準が改善された概念フレームワーク—収益費用観を否定し資産負債観を強調している—に基づくべきであると指摘している。FASBはこれを受け入れ、2004年に『原則主義的会計制度の採用に関するSEC研究に対するFASBの回答』（以下、『FASB回答』と略称）を公表した。

このような動きを踏まえて、FASB と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB と略称）は、2004 年から共通の概念フレームワークを開発するための共同プロジェクトに着手し、2010 年に、信頼性を忠実な表現に置き換えた SFAC 第 8 号を共同で公表したが、これは、主観性を色濃く反映する可能性のある公正価値の拡大に繋がるという問題点が指摘されている。これが、本論文の問題意識である。

本論文の課題は、このような研究の背景も含む現状認識と問題意識に基づき、FASB の概念フレームワークの形成過程、特に目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性の形成過程を解明することである。また、本論文では、このような研究課題に接近するために、ボトムアップ・アプローチ—会計実務を吟味して一般的概念を導き出す記述的・帰納的な方法—と、トップダウン・アプローチ—少数の一般的概念から、会計実務で何がなされるべきかについて明らかにする規範的・演繹的な方法—を、分析の視点に据え置いている。このような分析の視点—トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ—を踏まえた上で、因果関係の解明を目指す本論文では、まず SFAC 第 2 号（1980 年）と SFAC 第 8 号（2010 年）を因果関係における結果としてとらえる。そして、その結果を生み出す複数の原因としては、公開草案等とそれに対するコメント・レターという外部の要因と、対立するボード・メンバー内部の諸見解という内部の要因があると思われるが、ここでは、FASB の公開性に関わる仕組みの 1 つであるコメント・レターというプロセスに注目して、複数の原因の分析対象を、デュー・プロセスの公開性に関わる外部の要因に限定している。

すなわち、本論文の課題は、SFAC 第 2 号（1980 年）と SFAC 第 8 号（2010 年）—結果—がいかにかに形成されたかを解明するために、その複数の原因—外部の要因—となる要素として、①『公開草案 営利企業の財務報告の基本目的と財務諸表の構成要素』（FASB（1977 年）：以下、『ED：目的』と略称）と②それに対するコメント・レター、③『公開草案 質的特性：財務会計と報告政策の選択と評価のための規準』（FASB（1979 年）：以下、『ED：特性』と略称）と④それに対するコメント・レター、⑤上院議会の銀行・住宅・都市問題委員会（2002 年：以下、上院・銀行委員会と略称）で開催された公聴会、⑥上院の投資家保護に関する法案（2002 年：以下、上院・保護法案と略称）、⑦ Sarbanes-Oxley 法（2002 年）、⑧ Norwalk 合意（2002 年）、⑨『SEC 研究』（2003 年）、⑩『FASB 回答』（2004 年）、⑪『予備的見解』（2006 年）と⑫それに対するコメント・レター、および⑬『ED：概念』（2008 年）を詳細に分析した上で、このような複数の原因を所与のものとした主要な原因を探り出し、SFAC 第 2 号（1980 年）と SFAC 第 8 号（2010 年）の形成過程、特に目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性の形成過程を解明することであるとしている。また、FASB と IASB のコンバージェンス問題は、最小限度にとどめ、2004 年からの FASB と IASB の共通の概念フレームワークを開発するための共同プロジェクトに対する IASB の影響に関しての分析には深く立ち回っていない。

第1章では、SFAC第2号（1980年）に係る公表物のうち、目的適合性と信頼性に焦点を合わせて、『ED：目的』（1977年）とそれに対するコメント・レターを分析している。設立当初のFASB（1973年）は、トップダウン・アプローチに基づいた意思決定・有用性と利用者指向を重視して、会計目的、質的特性—目的適合性を第一義的に位置づけている—および利用者の情報要求を主軸に据えた概念フレームワークの開発を構想していた。ところが、『ED：目的』（1977年）では、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—が、質的特性の中で最も基本的なものに位置づけられるようになるが、それ以上の具体的な議論は先送りにされ、両者のトレード・オフに関しても検討されていない。そして、『ED：目的』（1977年）に対するコメント・レターでは、目的適合性と信頼性に賛成する見解が多数であり、両者への支持が第一義的に併存していたかのような状態にあったことを明らかにしている。

第2章では、『ED：特性』（1979年）、それに対するコメント・レターおよびSFAC第2号（1980年）を分析し、第1章での議論を踏まえて、目的適合性と信頼性のトレード・オフの形成過程における複数の原因を所与のものとした主要な原因を解明している。まず、SFAC第2号（1980年）—結果—では、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—が2つの第一義的な質的特性となり、両者のトレード・オフが確立されている。このような結果を齎した複数の原因は、①目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を最も基本的な質的特性に位置づけた『ED：目的』（1977年）、②①に対するコメント・レター、③目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を2つの第一義的な特質に位置づけた『ED：特性』（1979年）、および④③に対するコメント・レターがあると考えられる。その中で、主要な原因となるのは、④『ED：特性』（1979年）に対するコメント・レター—目的適合性と信頼性に賛成する見解が大多数—であると考えられる。すなわち、FASBに多額の寄付金を提供してきたと推測される産業界と8大会計事務所が、『ED：特性』（1979年）の目的適合性と信頼性を積極的に支持していたので、SFAC第2号（1980年）では、対立する場合もあるが、どちらもなくてはならないものと見なされる目的適合性と信頼性のトレード・オフが確立してきたことを解明している。

第3章では、『予備的見解 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』（2006年：以下、『予備的見解』と略称）、『公開草案 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約』（2008年：以下、『ED：概念』と略称）およびSFAC第8号（2010年）を分析し、そこでの問題点を指摘している。

まず、『予備的見解』（2006年）では、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と忠実な表現—公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視—を規定し、従来の信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を忠実な表現に置き換えている。『ED：概念』（2008年）では、『予備的見解』（2006年）と同様、目的適合性—トップダウン・ア

アプローチ重視—と忠実な表現—トップダウン・アプローチ重視—という基本的な質的特性を規定し、公正価値に関する記述は見当たらないものの、検証可能性を補強的な質的特性に降格している。そして、SFAC 第 8 号（2010 年）では、信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を忠実な表現—公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視—に置き換え、検証可能性を補強的な質的特性に降格して位置づけているので、主観性を色濃く反映する可能性のある公正価値の拡大に繋がると批判されている。すなわち、ほとんど信頼できない公正価値に依存して、柔軟な数値を提供する会計報告は、会計数値の有用性にとって有害となり得るといふ批判がある。これが、SFAC 第 8 号（2010 年）の問題点であると指摘している。

第 4 章では、第 3 章での議論を踏まえて、『予備的見解』（2006 年）に対するコメント・レターを分析した上で、SFAC 第 8 号（2010 年）が公表される契機となった、①上院・銀行委員会の公聴会（2002 年）、②上院・保護法案（2002 年）、③Sarbanes-Oxley 法（2002 年）、④Norwalk 合意（2002 年）、⑤『SEC 研究』（2003 年）、および⑥『FASB の回答』（2004 年）等を分析し、信頼性を忠実な表現に置き換えた複数の原因を所与のものとした主要な原因と、それを支える制度的基盤の変容を解明している。

まず、『予備的見解』（2006 年）に対するコメント・レターでは、信頼性に賛成する見解が、圧倒的に多数であり、信頼性と親和性のある検証可能性に賛成する見解が、やや多数である一方、忠実な表現に反対する見解が相当に多数であった。ところが、第 3 章で述べたように、SFAC 第 8 号（2010 年）—結果—では、信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を忠実な表現—公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視—に置き換え、検証可能性を補強的な質的特性に降格して位置づけているので、主観性を色濃く反映する可能性のある公正価値の拡大に繋がると批判されている。

このような結果—SFAC 第 8 号（2010 年）—を齎した複数の原因に関しては、会計基準（概念フレームワーク）設定に関する問題と、FASB の独立性に関する制度的な基盤に関する問題という 2 つの側面を包含している。すなわち、会計基準（概念フレームワーク）設定の問題に関する複数の原因は、①上院・保護法案（2002 年）、②Sarbanes-Oxley 法（2002 年）、③Sarbanes-Oxley 法（2002 年）第 108 条の規定を受けて公表された『SEC 研究』（2003 年）—収益費用観を否定し、資産負債観と原則主義的会計基準を重視—、および④『予備的見解』（2006 年）に対するコメント・レターがあげられる。その中で、SFAC 第 8 号（2010 年）における忠実な表現が形成されるに至った主要な原因となるのは、『SEC 研究』（2003 年）、すなわち米国議会と Sarbanes-Oxley 法

（2002 年）の命令に従った SEC からの強い規制—収益費用観を否定し、FASB が資産負債観と原則主義的会計基準を受け入れるべきであるという規制—を受けていたためであると指摘している。

さらに、このような SEC の見解を支える制度的な基盤の変容に関する重要な出来事としては、FASB の独立性の問題に関する複数の原因が関与しており、⑤上院・銀行委員会

の公聴会（2002年）と⑥上院・保護法案（2002年）を経て成立した Sarbanes-Oxley 法（2002年）第109条における年次会計支援朝—SECの監督下にある公開企業会計監視委員会が発行者から強制的に徴収した賦課金—の規定を契機として、FASBがあたかも準政府機関のようになることで、独立性を確保し企業からの影響を受けにくくなってきたことが考えられる。このように、この第4章では、SFAC第8号（2010年）—特に忠実な表現—が形成された主要な原因を、米国議会と Sarbanes-Oxley 法（2002年）の命令に従った④のSECの見解であることを明らかにし、さらにこのSECの見解を制度的な次元で補強するものとして、⑥の Sarbanes-Oxley 法（2002年）第109条の規定—FASBの独立性の規定—により、FASBが恰も準政府機関になることで、FASBが独立性を確保し、企業からの影響を受けにくくなったことを解明している。

終章では、概念フレームワークの設定の問題と、制度的な基盤の変容に関する問題—FASBの独立性の問題—に区分しながら、本研究を総括している。まず、すでに述べたように、FAFを通じてFASBに相当に多額の寄付金を、1970年代に提供してきたと推測される産業界と8大会計事務所が、『ED：特性』（1979年）に対するコメント・レターで目的適合性と信頼性を積極的に支持していたことが主要な原因となり、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—のトレード・オフが確立し、概念フレームワーク—SFAC第2号（1980年）—が形成されてきたが、これは、概念フレームワークの設定のみに関する問題であり、制度的な基盤の問題にまで波及していなかった。

これに対して、Enron事件を契機として、Sarbanes-Oxley法（2002年）が成立し、FASBが、Sarbanes-Oxley法（2002年）の命令に従ったSECからの強い規制—収益費用観を否定し、FASBが資産負債観と原則主義的会計基準を受け入れるべきであるという強い規制—を受けていたことが主要な原因となり、収益費用観と親和性の高い信頼性が忠実な表現に置き換えられ、主観性を色濃く反映する可能性のある公正価値の拡大に繋がると思われる概念フレームワーク—SFAC第8号（2010年）—が形成されてきたが、これは、概念フレームワークの設定に関する問題のみならず、SECの見解を支える重要な制度的な基盤の変容という問題にまで波及していた。以上のことが、SFAC第2号（1980年）の形成過程、特に目的適合性と信頼性のトレード・オフの形成過程における主要な原因の解明と、SFAC第8号（2010年）の形成過程、特に信頼性に代わり忠実な表現の形成過程における主要な原因の解明であり、本論文の総括である。

II 本論文に対する審査報告と審査結果

II-1 本論文の構成と概要

本論文では、1970年代から2000年代までの米国の概念フレームワークであるSFAC第2号（1980年）とSFAC第8号（2010年）における目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性に研究対象を絞り込んで、その形成過程を複数の原因を所与のものとして、その中から主要な原因を解明することを主たる研究課題としている。

序章では、研究の背景、問題意識、分析の視点を明確にしながら、米国のFASB概念フレームワークであるSFAC第2号（1980年）とSFAC第8号（2020年）における目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性の形成過程を、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを分析の視点とした上で、因果関係の解明を目指すことであるという本論文の研究課題を提示している。

第1章では、SFAC第2号（1980年）に係る公表物のうち、目的適合性と信頼性に焦点を合わせて、『ED：目的』（1977年）とそれに対するコメント・レターを分析し、そこでのコメント・レターの内容が、目的適合性と信頼性に賛成する見解が多数であり、両者への支持が第一義的に併存していたかのような状態にあったことを明らかにしている。

第2章では、『ED：特性』（1979年）、それに対するコメント・レターおよびSFAC第2号（1980年）を分析し、第1章での議論を踏まえて、目的適合性と信頼性のトレード・オフの形成過程を詳細に分析し、そこでの主要な原因は、FASBに相当な多額の寄付金を提供してきたと推測される産業界と8大会計事務所が、『ED：特性』（1979年）の目的適合性と信頼性を積極的に支持してきたことにより、SFAC第2号（1980年）における目的適合性と信頼性のトレード・オフが、確立されてきたことを解明している。

第3章では、『予備的見解』（2006年）、『ED：概念』（2008年）およびSFAC第8号（2010年）を分析し、SFAC第8号（2010年）が、信頼性を忠実な表現に置き換え、検証可能性を補強的な質的特性に降格して位置づけているので、主観性を色濃く反映する可能性のある公正価値の拡大に繋がると批判されており、これがSFAC第8号（2010年）の問題点であると指摘している。

第4章では、第3章での議論を踏まえて、『予備的見解』（2006年）に対するコメント・レターを分析した上で、SFAC第8号（2010年）が公表される契機となった上院・銀行委員会の公聴会（2002年）やSarbanes-Oxley法（2002年）の規定等を分析している。分析の結果、SFAC第8号（2010年）—特に忠実な表現—が形成された主要な原因が、米国議会とSarbanes-Oxley法（2002年）の命令に従ったSECの見解であることを明らかにし、さらにこのSECの見解を制度的な次元で補強するものとして、FASBが恰も準政府機関になることで、FASBが独立性を確保し、企業からの影響を受けにくくなったことを解明している。

終章では、SFAC 第 2 号（1980 年）—特に目的適合性と信頼性のトレード・オフ—の形成過程における主要な原因が、概念フレームワークの設定の問題にのみ関係し、SFAC 第 8 号—特に忠実な表現という質的特性—の形成過程における主要な原因が、概念フレームワークの設定のみならず、制度的な基盤の変容という問題にまで波及していることを指摘し本論文の総括としている。

II-2 本論文に対する審査結果

II-2-1 本論文の評価すべき点と貢献

本論文では、FASB 概念フレームワーク—SFAC 第 2 号（1980 年）と SFAC 第 8 号（2010 年）—の形成過程に影響をおよぼしたと思われる①『ED：目的』（1977 年）と②それに対するコメント・レター、③『ED：特性』（1979 年）と④それに対するコメント・レター、⑤上院・銀行委員会で開催された公聴会（2002 年）、⑥上院・保護法案（2002 年）、⑦Sarbanes-Oxley 法（2002 年）、⑧Norwalk 合意（2002 年）、⑨『SEC 研究』（2003 年）、⑩『FASB 回答』（2004 年）、⑪『予備的見解』（2006 年）と⑫それに対するコメント・レター、および⑬『ED：概念』（2008 年）を詳細に分析した上で、このような複数の原因の中から主要な原因を探り出し、2つの概念フレームワークに内在する質的特性である目的適合性、信頼性および忠実な表現の形成過程における主要な原因を解明してきた。本論文では、少なくとも評価されるべきつぎの 4 点がある。

まず、第 1 に、本論文では、『公開草案 営利企業の財務報告の基本目的と財務諸表の構成要素』（1977 年）に対するコメント・レター 136 件（約 600 頁以上）、『公開草案 質的特性：財務会計と報告方針の選択と評価のための規準』（1979 年）に対するコメント・レター 88 件（約 300 頁以上）、および『予備的見解 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』（2006 年）に対するコメント・レター 179 件（約 1700 頁以上）を、詳細に分析し説得力のある結論を導き出しており、SFAC 第 2 号（1980 年）と SFAC 第 8 号（2010 年）の形成過程における一連の流れを時系列で纏めあげた点に独自性が認められる。そして、このような時系列を踏まえたコメント・レターの総合的な分析・検討は、先駆的なものであり、学界に寄与・貢献するものと評価できる。

第 2 に、本論文では、SFAC 第 2 号（1980 年）から SFAC 第 8 号（2010 年）にかけての変容過程を克明に論証している。すなわち、SFAC 第 2 号（1980 年）の段階では、コメント・レターにおける多数派の内容と、結果的に確定した概念フレームワークの内容が一致していたが、SFAC 第 8 号（2010 年）の段階では、コメント・レターにおける多数派の内容と、結果的に確定した概念フレームワークの内容が乖離してくる。ここでは、その変容過程を詳細に分析し、主要な原因を論理的に解明しているので評価できる。

第 3 に、SFAC 第 2 号（1980 年）の段階では、概念フレームワークの形成のみが議論の焦点であったが、SFAC 第 8 号（2010 年）の段階では、概念フレームワークの形成、

制度的な基盤の変容—FASBの独立性の確保のために、企業からの寄付金の遮断をSECが推進—、およびFASBの準政府機関化の相互関係が議論の焦点となったが、本論文では、これらの相互関係を因果的に分析して新しい知見を提示しており、学会に大きく貢献できるものと評価できる。

第4に、本論文では、コメント・レターにおける多数派の内容と、結果的に確定した概念フレームワークの内容が一致するケース—SFAC第2号（1980年）—と、乖離するケース—SFAC第8号（2010年）—を浮き彫りにしたが、このような2つのケースの抽出は、今後、米国のFASBの会計基準、IASBの財務報告基準、および日本の会計基準を評価する際の指針を示すことが可能となるという点で評価できる。

II-2-2 残された課題

本論論文では、いくつかの残された課題もある。まず第1に、本論文では、概念フレームワークの形成過程で、目的適合性、信頼性および忠実な表現という質的特性を制度形成—概念フレームワークの形成—の次元で分析しているが、目的適合性概念と信頼性概念の関係と、目的適合性概念と忠実な表現概念の関係について、概念レベルでの研究がされていない。第2に、本論文では、信頼性と原価主義やボトムアップ・アプローチとが親和性があり、忠実な表現と公正価値やトップダウン・アプローチとが親和性があるとしているが、それらの関係がなぜ親和性があるのかということについて論理的な探求がされていない。すなわち、本論文では、信頼性と公正価値は対立するものとして捉えられているが、公正価値を包摂するような信頼性概念はあるのか否かという研究がされていない。

II-2-3 審査結果（総合評価）

以上、本論文の評価すべき点と貢献を明らかにするとともに、残された課題も指摘してきた。これらの残された課題はあるものの、本論文の学術的な価値をいささかも損なうものでない。したがって、主査と副査が厳正な審査をした結果、本論文は、博士論文の水準に十分に達しているものとの結論に至った。